

(仮称) 佐倉市におけるこれからの学校のあり 方に係る基本方針（素案） （第 5 章関係）

佐倉市教育委員会
令和7年8月6日

第5章 目指すべきこれからの学校のあり方の基本方針

- Project 01 小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・3ページ
- Project 02 多様な教育ニーズへの支援体制・・・・・・・・8ページ
- Project 03 学校統合への取組・・・・・・・・・・10ページ
- Project 04 教職員の働き方改革の推進・・・・・・・・17ページ
- Project 05 地域学校協働活動の拡大、・・・・・・・・19ページ
学校運営協議会の導入

第5章 目指すべきこれからの学校のあり方の基本方針



Project 01 小中一貫教育の推進

Project 02 多様な教育ニーズへの支援体制の充実

Project 03 学校統合への取組

Project 04 教職員の働き方改革の推進

Project 05 地域学校協働活動の拡大、学校運営協議会の導入

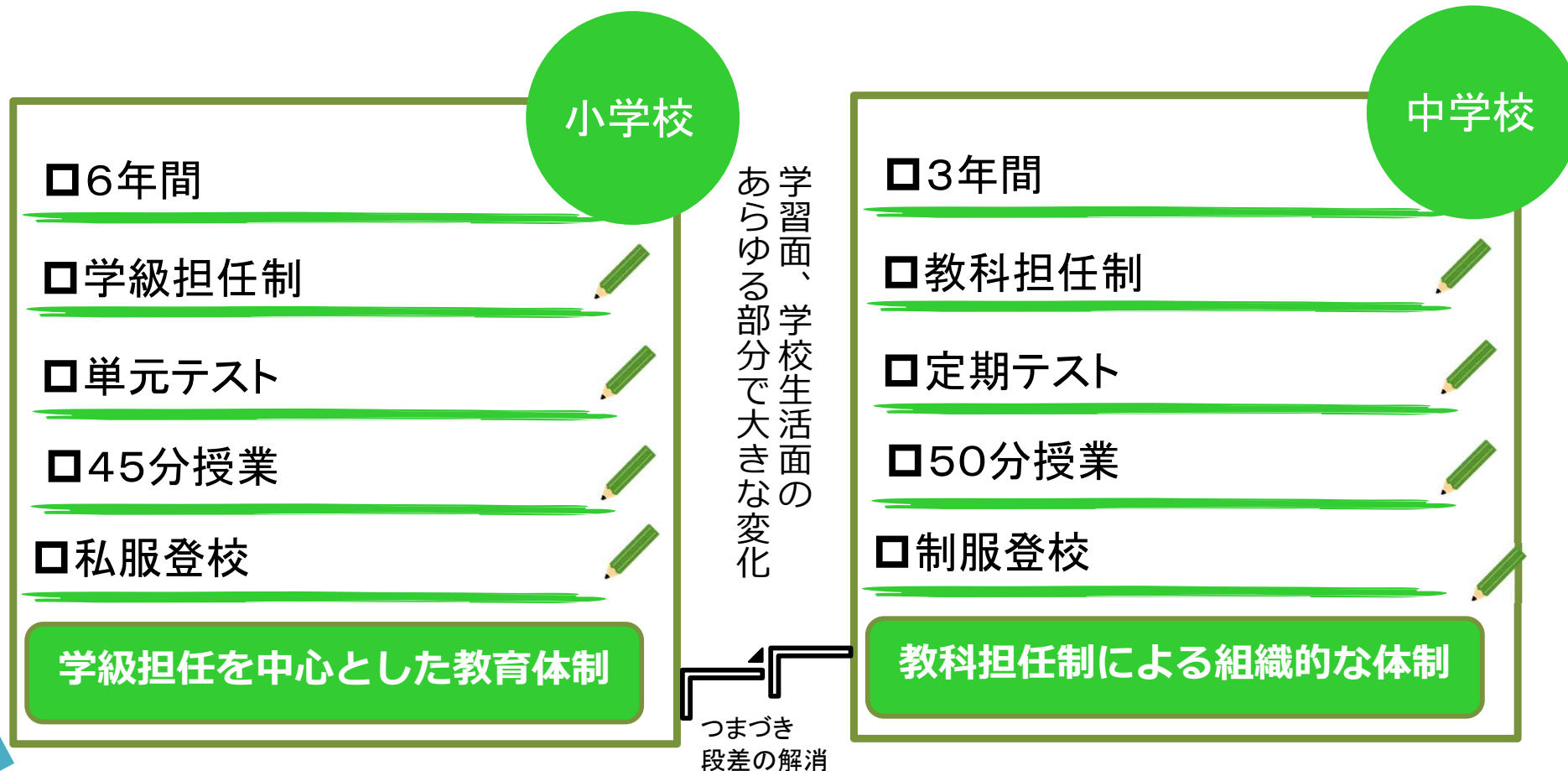
これらの活動をより効果的に実施していくために、ICTを有効に活用していくとともに、活動の場である学校施設の安全性・機能性を確保していくことで、良好な教育環境を形成していきます。

Project 01 小中一貫教育の推進 ～小中一貫教育が求められる背景～



Point1

義務教育9年間の全体像を把握し、系統性や連続性に配慮した教育活動が求められる



Point2

中学校進学の際に生じる、学習上・生活上の様々な場面でうまく適応できないことにより、学校に行きづらくなる生徒への対応が必要です。

Project 01 小中一貫教育の推進 ～小中一貫教育が求められる背景～



Point3

学習内容や学習活動の量的・質的充実



小学校高学年から中学校教職員による専門性の高い教科指導の導入など、こどものつまづきやすい学習内容へのきめ細やかな指導のため、小中の教職員の連携が必要。

自己肯定感の低下
心と体の成長への戸惑い など



6－3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、こどもの身体的発達は2年早期化。おおむね小学校4～5年生頃に児童生徒にとっての発達上の段差が存在しているのではないかとの指摘がなされ、多様な教職員が指導に当たることによる興味・関心や個性伸長への対応、教科指導における専門性の強化といった従来であれば中学校段階の特質とされてきたものが、一定程度小学校段階に導入されるようになっていきます。

Point4

発達の早期化等に関わる現象

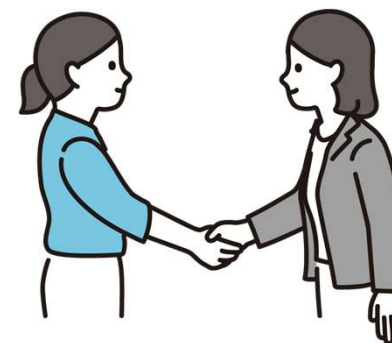
Project 01 小中一貫教育の推進 ～小中一貫教育が求められる背景～



Point5

社会性育成機能の強化の必要性

核家族化や少子化に伴い、家庭や地域での社会性育成機能の低下している。また、その少子化の影響で小学校と中学校がそれぞれ小規模化して、単独の小学校及び中学校では十分な集団規模を確保できず、教育上のデメリットが顕在化するなど、多様な他者と関わる機会が大幅に減少している。



貧困、虐待など複雑な家庭環境で育つこどもの増加など、一人一人の教員の努力や学年単位、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難となっている認識から、中学校区単位での取組を充実させて、対応にあたる必要。

Point6

学校現場の課題の多様化・複雑化

Project 01 小中一貫教育の推進 ～小中一貫教育の類型～



(2) 小中一貫校の種類

	①義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		②併設型小中一貫校	③連携型小中一貫校
修業年限	9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年・中学校3年	
免許	当分の間、小学校免許状で前期課程、 中学校免許状で後期課程を指導可能 ※原則は両免許状の併有が望ましい	所属する学校の免許状を保有	
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
施設形態	施設一体型 小学校・中学校 同一敷地で校舎が一体化 (渡り廊下での接続も含む) 施設隣接型 小学校 中学校 敷地が隣接 小学校 中学校 同一敷地に別校舎 施設分離型 小学校 中学校 敷地が離れている		
※①義務教育学校、②併設型小中一貫校、③連携型小中一貫校いずれも施設形態は問わない			

Project 01 小中一貫教育の推進 ～期待される効果と予測される課題～



(4) 期待される効果と予測される課題

効果	課題
● 小学校教育から中学校教育への円滑な移行による「中1ギャップ」の緩和 ● 異学年交流による下級生への思いやりの心、上級生への憧れの気持ちなどの醸成、規範意識や社会性の育成 ● 小・中学校教員の相互交流を通じた教科担任制導入によるきめ細やかな指導の実現や、教員の指導力の向上 ● 義務教育9年間における、子供の発達状況に応じた指導区分の細分化の実現、5-4、4-3-2制といった小学校と中学校に跨る区切りを設定し、相互の教員が共同した教育活動の高度化や、学び合いの促進	□ 一体型における9年間の一貫教育では、児童生徒の人間関係が固定化 □ 転出入をした児童生徒の学習内容の違いへの対応 □ 小学校高学年でのリーダーシップや自主性を育成する機会の減少、児童生徒の実態を踏まえ、単純な学習内容の前倒しや後ろ倒しは、中1以外でのギャップ発生リスクがあり、ギャップを「必要な段差」と「不必要な段差」に精査することが重要 □ 指導計画作成や時間割調整、打ち合わせ等の教員負担の増加、施設分離型の場合、小中のカリキュラムが混ざる段階での教員の移動負担も要考慮

Project 02 多様な教育ニーズへの支援体制の充実



○ 不登校児童生徒支援

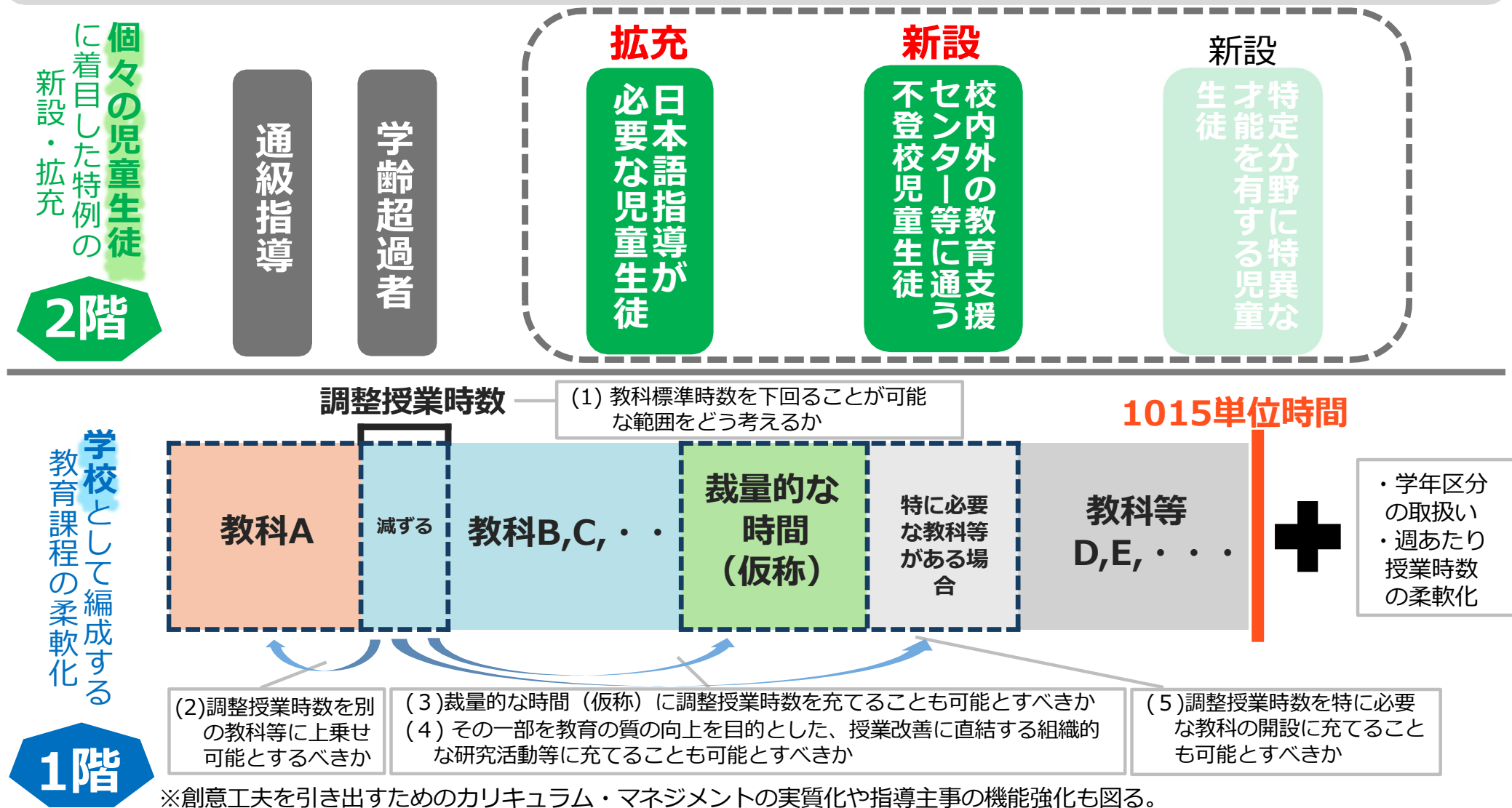
状態			支援の視点、内容、手法
不登校 ※1 または 登校渋り ※2	登校 したい できる	教室に入れる	不登校の未然防止…安全安心で魅力的な学校運営に向けて ・児童生徒と教職員の信頼関係の構築、児童生徒相互の良好な人間関係 ・児童生徒の相互の良好な人間関係の構築 ・多様な人材による教育相談体制の確立
		教室に入りづらい	
		教室に入れない	【校内教育支援センター】 ←<u>小学校への設置も必要ではないか</u> ・中学校は整備完了 ←<u>児童生徒一人一人に応じた教育課程の編成 （教育課程特例制度の導入）が必要ではないか</u> ←<u>学びの多様化学校の創設が必要ではないか</u>
	登校 したくない できない	外出できる	【ルームさくら（教育支援センター）】 ・市内に3か所（佐倉、志津、臼井教室） ・一人一人に合わせた個別学習や相談 ・自己肯定感の醸成、人間関係の改善・向上、自主性の育成、集団生活への 適応力等を養う。
		外出しづらい	
		外出できない	【オンラインでの授業配信（小4～中3）】 ・エデュオプちば（県） 【相談機関】 ・佐倉市教育センター、千葉県子どもと親のサポートセンター

Project 02 多様な教育ニーズへの支援体制の充実



○ 柔軟な教育課程編成の促進（全体イメージ）【参考資料10】

多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、言わば「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要



Project 03 学校統合への取組 ～教員配置の視点～



教員配置例：小学校6学級（1学年1学級）の場合
標準学級数による教員配置（6名）



増置教員（1名）



※増置教員は、専科指導（音楽や理科、英語）等に割り当てられる

- ・校務分掌（学校運営に必要な業務）は、いずれの学校も同じ事務量があるため、**6学級（単学級化している）の学校教職員**は、12学級の学校教職員に比べ、**2倍の事務分担が課せられる。**

教員配置例：小学校12学級（1学年2学級）の場合
標準学級数による教員配置（12名）



増置教員（2名）



- ・学年に複数の担任がいることで、**複数人で子どもたちを見守ることや授業準備等の分担、教員同士の協働や支え合い、学びあいが可能**
- ・小学校においては、増置教員を確保することで、一部の教科で教科担任制の実現可能性
- ・中学校においては、教科ごとの教員配置が期待できる

一定程度の学校規模を保つことで、教員の配置を増やすことが、子ども達の教育環境向上のためにも重要となる。では、どの程度の規模が関係者からはのぞまれているか？

Project 03 学校統合への取組 ～望ましい学校規模・小学校～



○ アンケート結果（小学校の望ましいクラス数）

望ましい クラスの数	児童		保護者		教員		市民		未就学児保護者	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 クラス	288	8.2%	16	0.8%	4	1.2%	7	0.6%	5	1.4%
2 クラス	1,121	31.8%	450	22.0%	103	30.8%	181	16.2%	73	21.2%
3 クラス	1,128	32.0%	1,076	52.6%	198	59.3%	640	57.3%	198	57.4%
4 クラス	691	19.6%	414	20.2%	24	7.2%	177	15.8%	54	15.7%
5 クラス	160	4.5%	71	3.5%	3	0.9%	90	8.1%	11	3.2%
6 クラス	58	1.6%	9	0.4%	0	0.0%	8	0.7%	2	0.6%
7 クラス以上	62	1.8%	9	0.4%	2	0.6%	12	1.1%	2	0.6%
不明	16	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%
計	3,524	100.0%	2,045	100.0%	334	100.0%	1,117	100.0%	345	100.0%



○ 小学校の望ましい学校規模の基準

1 学年当たりのクラス数 **2～3 クラス（学校あたり 12～18 クラス）**

Project 03 学校統合への取組 ～望ましい学校規模・中学校～



○ アンケート結果（望ましいクラス数）

望ましい クラスの数	生徒		保護者		教員		市民		未就学児保護者	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 クラス	20	0.6%	1	0.0%	1	0.3%	2	0.2%	1	0.3%
2 クラス	193	5.5%	12	0.6%	6	1.8%	38	3.4%	17	4.9%
3 クラス	981	27.8%	265	13.0%	74	22.2%	314	28.1%	104	30.1%
4 クラス	629	17.8%	340	16.6%	102	30.5%	336	30.1%	123	35.7%
5 クラス	769	21.8%	356	17.4%	27	8.1%	288	25.8%	71	20.6%
6 クラス	391	11.1%	145	7.1%	11	3.3%	100	9.0%	26	7.5%
7 クラス以上	208	5.9%	37	1.8%	0	0.0%	37	3.3%	3	0.9%
不明	9	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%
計	3,200	100.0%	1,156	100.0%	221	100.0%	1,117	100.0%	345	100.0%



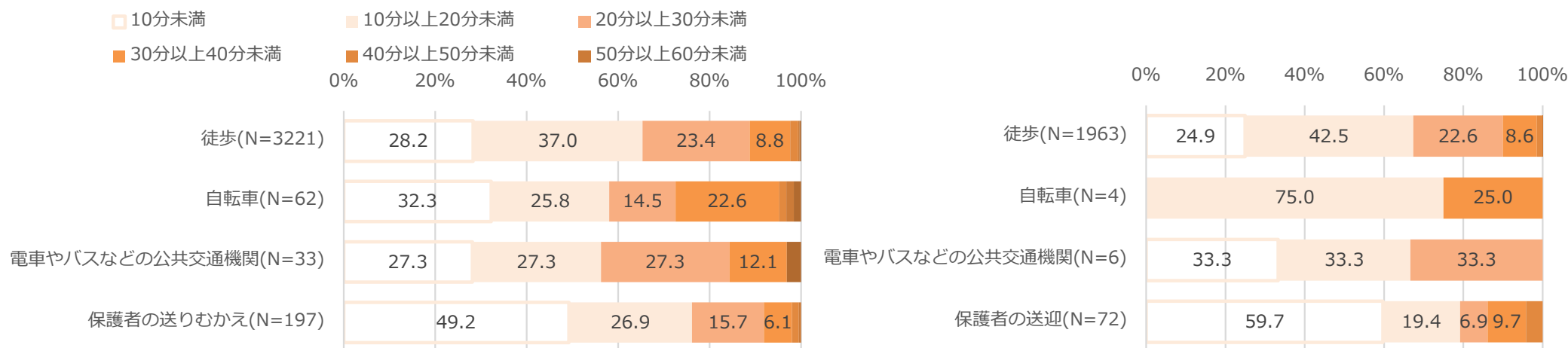
○ 中学校の望ましい学校規模

1 学年当たりのクラス数 **3～4 クラス（学校あたり 9～12 クラス）**

Project 03 学校統合への取組 ～望ましい学校配置（通学距離）・小学校～



○ アンケート「通学方法」と「どのくらい時間がかかっているか」のクロス集計 (左が児童、右が児童保護者)



○ 小学校の望ましい通学時間

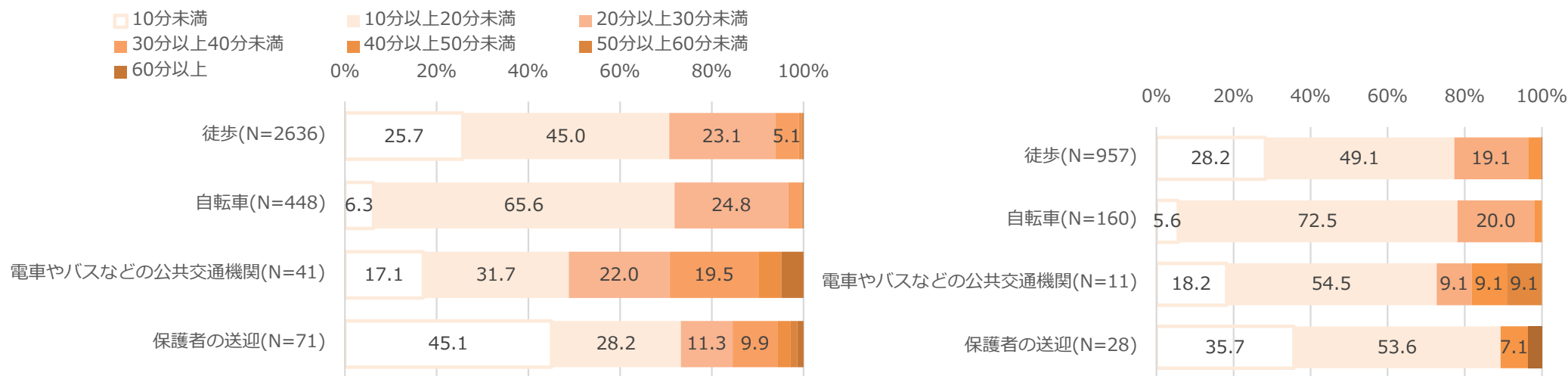
通学時間 **概ね30分程度** (現状徒歩による通学の約90%が30分未満におさまっているため)

通学時間 徒歩を原則としつつ、公共交通機関やスクールバスを想定

Project 03 学校統合への取組 ～望ましい学校配置（通学距離）・中学校～



- アンケート「通学方法」と「どのくらい時間がかかっているか」のクロス集計
(左が生徒、右が生徒保護者)



- 中学校の望ましい通学時間
 通学時間 **概ね30分程度** (現状徒歩による通学の約90%が30分未満におさまっているため)
 通学時間 徒歩あるいは自転車その他、公共交通機関を想定

Project 03 学校統合への取組

～統合を検討するにあたっての視点～

○ 通学区域（学区）

佐倉市では、学校教育法施行令第5条の規定により、就学すべき小中学校を居住地により指定（通学区域）。指定にあたっては、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた歴史的背景等、それぞれの地域の実態を踏まえ、設定。

一方、何らかの理由・事情によって指定校に就学することが困難である場合で、許可基準を満たしているときは指定校を変更することが可能。（許可基準の例：市内転居、保護者の就労等による祖父母等の監護、部活動 など）

また、平成20年度に学校選択制の類型の一つとして、「**小規模特認校制度**」を弥富小学校に導入。現在は、和田小学校と併せ、市内全域から通学可能。

導入目的を「複式学級の解消による学校の活性化」と「きめ細かい指導」の実現としてきた中、集団生活に馴染めない子どもへの選択肢の一つとなっている。

一律に学校統合ではなく、地域の実情やニーズなどを踏まえた検討が必要と認識。

【学校選択制の種類】 出典：文部科学省（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-sentaku/index.htm）

種類	内容
自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

学校教育法施行令第5条

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第一項、第7条及び第8条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

Project 03 学校統合への取組 ～統合を検討するにあたっての視点～

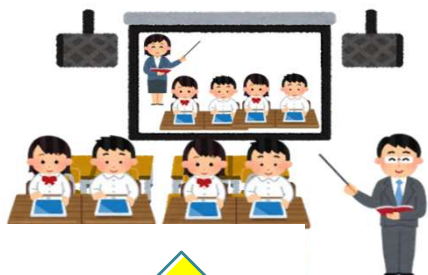
○ 学びにおけるオンラインの活用関係（遠隔教育の類型）

合同授業型

- 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

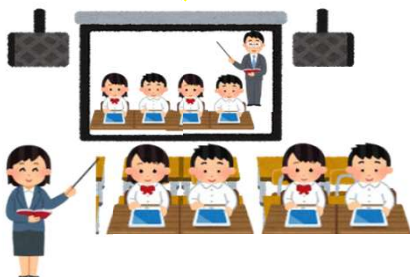
送信側

教師＋児童生徒



受信側

教師＋児童生徒



同時双方向

教師支援型

- 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

ALTや専門家等



教師＋児童生徒



学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく業務適正化の徹底

基本的には 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも 教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①<u>登下校に関する対応</u> ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧<u>部活動</u> (部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設定。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩<u>授業準備</u> (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪<u>学習評価や成績処理</u> (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

※下線部は既に実施中

- 「佐倉型カリキュラム・マネジメント」の深化

【取組】

- 週時数の削減
- 下校時刻の見直し
- 教育課程や行事の見直し



【ねらい】

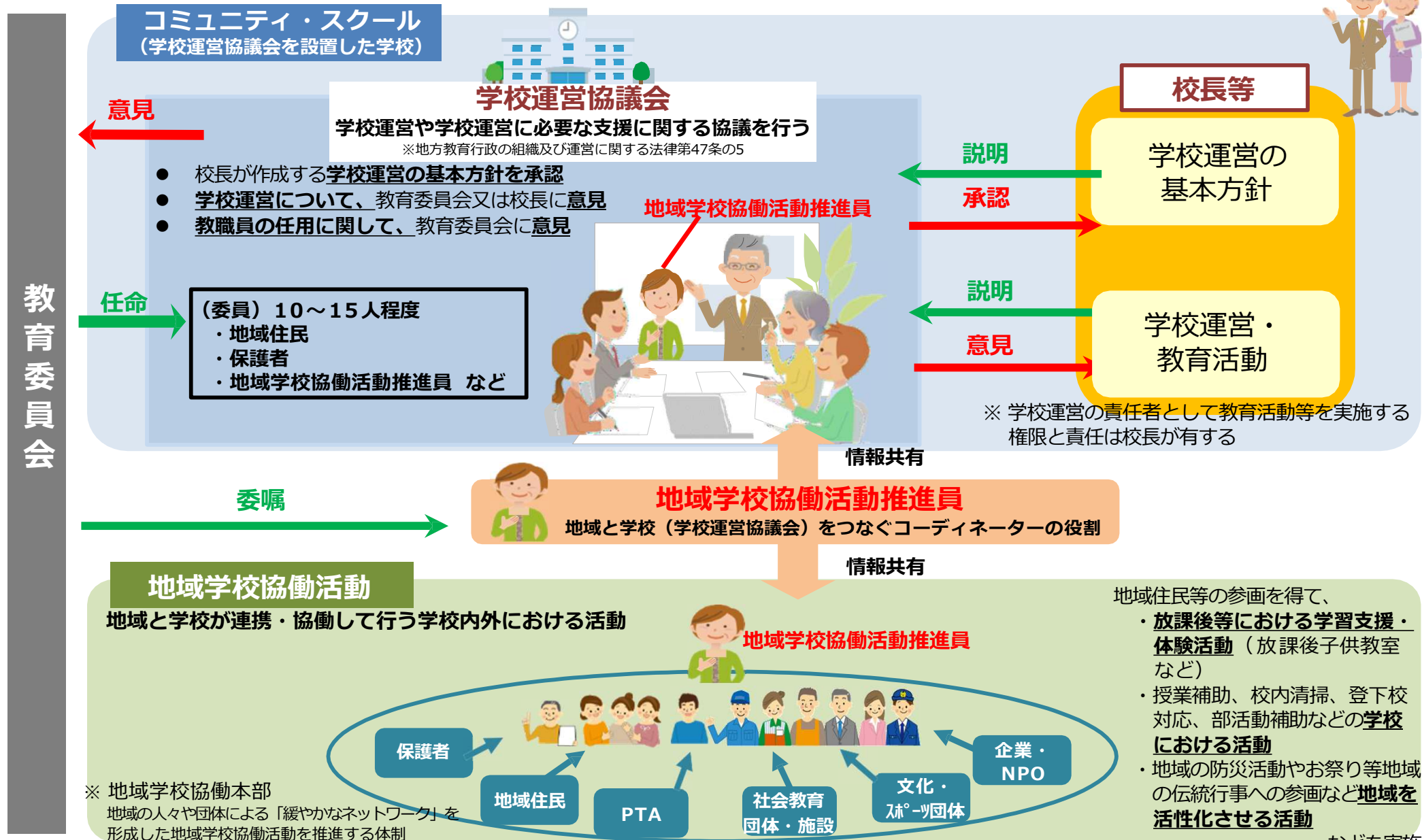
- 放課後の時間を確保することで、教職員の教材研究を充実させ、質の高い授業を提供
- 勤務時間内において児童生徒と丁寧に向き合う時間を確保
- 中学校では、最終下校時刻を見直すことにより、帰宅時間の遅れを回避し、安心・安全の確保
- 児童生徒の放課後の時間を充実させることで、自己の伸長と家族との交流の機会の増加

【効果】

教員の授業準備時間の確保や退勤時間が早まるなどの効果。
今後は、児童生徒の学習意欲の変化や学力向上などに繋げていくための取組が必要。



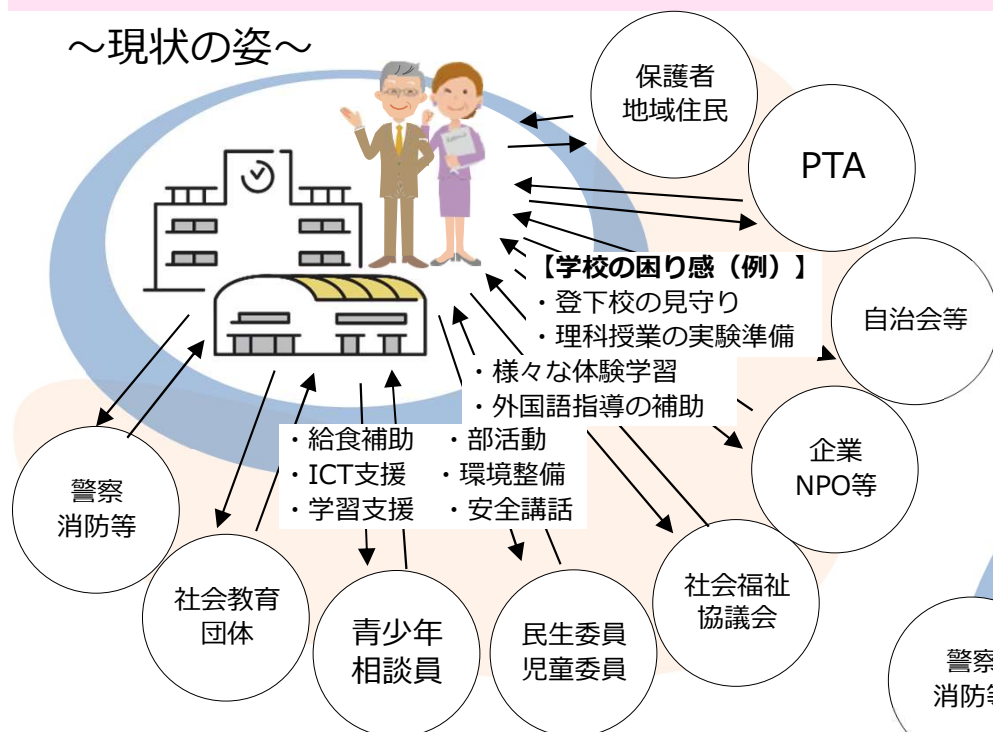
Project 05 地域学校協働活動の拡大、学校運営協議会の導入



Project 05 地域学校協働活動の拡大、学校運営協議会の導入



～現状の姿～



地域学校協働推進員として想定されている対象者

- ・地域コーディネーター
- ・教員OB
- ・PTA関係者、経験者
- ・自治会、青年会等関係者
- ・公民館等社会教育施設関係者 等

地域学校協働活動として実施が想定される活動

- ・授業補助
- ・学習支援
- ・登下校の見守り
- ・放課後子ども教室 等

～これからの姿（イメージ）～

